

令和4年度 第2回 砂川市立小中学校統合準備委員会 次第

日 時 令和4年6月28日(火) 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 統合準備委員会会長

3. 報告事項

- ・小中学校統合に向けた情報発信について

4. 協議事項

- ・義務教育学校の校名について
- ・義務教育学校の校歌について
- ・義務教育学校の制服・ジャージ・上靴等の指定用品について

5. その他

6. 閉 会

別添資料

- 別添1 砂川市立学校設置条例

義務教育学校の校名について

令和8年度に義務教育学校が開校するにあたり、新たに校名を決定しなければなりません。新たな校名の選定については、次の点も考慮しながら検討することとなります。

○校名の検討に係る前提

- ・本市の学校は、砂川市立学校設置条例により、校名と位置が規定
- ・新築、改修いずれにしても国庫補助を受けて建設工事を行うにあたり、国に補助申請を行う前に学校の統合が条例により決定されてなければならない。
- ・令和6年度より建設工事が開始される（予定）ことから、令和6年4月前には砂川市立学校設置条例を改正していなければならない。

○校名の選定について

(1) 校種（義務教育学校）に係る名称はどうするのか

- ・本市において、義務教育学校の設置は初めてであり、校種に係る名称が未定（小学校は〇〇小学校、中学校は〇〇中学校）
(道内の例)

- ・〇〇学園義務教育学校
帯広市立大空学園義務教育学校・・・令和4年4月開校
- ・〇〇小中学校
新得町立富村牛（とむらうし）小中学校・・・令和4年4月開校
- ・〇〇義務教育学校
釧路市立阿寒湖義務教育学校・・・令和3年4月開校
北海道教育大学付属釧路義務教育学校（国立学校）・・・令和3年4月開校
- ・〇〇学校
斜里町立知床ウトロ学校・・・平成28年4月開校
占冠村立トマム学校・・・平成29年4月開校
伊達市立大滝徳舜瞥学校・・・平成31年4月開校
七飯町立大沼岳陽学校・・・令和2年4月開校
七飯町立大沼岳陽学校鈴蘭谷分校・・・令和2年4月開校
富良野市立樹海学校・・・令和4年4月開校
比布町立比布中央学校・・・令和4年4月開校
- ・〇〇学園
中標津町立計根別学園・・・平成28年4月開校
白糠町立庶路学園・・・平成30年4月開校
湧別町立芭露学園・・・平成30年年4月開校
石狩市立厚田学園・・・令和2年4月開校
北見市立おんねゆ学園・・・令和2年4月開校
根室市立齒舞学園・・・令和2年4月開校
歌志内市立歌志内学園・・・令和3年4月開校
函館市立戸井学園・・・令和3年4月開校
当別町立とうべつ学園・・・令和4年4月開校

(道外の例)

- ・義務教育学校〇〇学舎
高知市立義務教育学校土佐山学舎（高知県）・・・平成28年4月開校
- ・義務教育学校〇〇学園
横浜市立義務教育学校西金沢学園（神奈川県）・・・平成29年4月開校
- ・〇〇小中一貫校
伊豆市立土肥（とい）小中一貫校（静岡県）・・・平成30年4月開校
- ・〇〇学院
姫路市立四郷（しごう）学院（兵庫県）・・・平成31年4月開校
- ・〇〇小中学園
川内村立川内小中学園（福島県）・・・令和3年4月開校
- ・〇〇学舎
南砺市立南砺（なんと）つばき学舎（富山県）・・・令和3年4月開校
- ・その他
多久市立東原学舎（とうげんしょうしゃ）中央校（佐賀県）・・・平成29年4月開校
香春町立香春（かわら）思永館（福岡県）・・・令和3年4月開校
大熊町立学び舎ゆめの森（福島県）・・・令和5年4月開校予定

(2) 学校名の選定方法はどうか

- ・一般公募や応募資格に制限を付けた公募、準備委員会で複数案を作成し提案など、選定については様々な方法が考えられる。
 - ①校種による名称、学校名ともに公募
 - ②校種による名称は提案、学校名は公募
 - ③校種による名称は公募、学校名は提案
 - ④校種による名称、学校名ともに提案
 - ⑤その他の方法
- ・公募とした場合、条件（応募資格、応募方法、募集期間、決定方法など）はどうか
- ・提案とした場合、校名案作成の条件や観点はどうか

義務教育学校の校歌について

令和8年度に義務教育学校が開校するにあたり、新たに校歌をどうするのか検討しなければなりません。検討にあたっては、校歌を新たに作るのか、現在の校歌を利用するのかなどの検討が必要となります。

○校歌の決定に係る検討事項

①校歌を新たに作る場合

・作詞はどうするか

- 例・・・生徒が作詞
- 先生が作詞
- 専門家に依頼
- 公募
- フレーズを公募 など

・作曲はどうするか

- 例・・・生徒が作曲
- 先生が作曲
- 専門家に依頼
- 地元出身（ゆかり）の音楽家に依頼 など

②現在の校歌を利用する場合

- 例・・・中学校の校歌をそのまま利用
- 複数の学校の校歌（歌詞）の1番をそのまま利用
- 複数の学校の校歌（歌詞）を分解し、再編成する など

義務教育学校の制服・ジャージ・上靴等の指定用品について

令和8年度に義務教育学校が開校するにあたり、新たに制服・ジャージ・上靴等の指定用品をどうするのか決定しなければなりません。検討にあたっては、次の点も考慮しながら検討が必要となります。

○制服・ジャージ・上靴等の指定用品の検討に係る前提

- ・本市の小学校においては、制服・ジャージ・上靴についての指定はない
- ・本市の中学校においては、制服・ジャージ・上靴は各学校で指定したものを着用
- ・令和5年度の中学校の統合に際しては、砂川中学校の制服・ジャージを着用し、上靴については同系色であることから、そのまま使用できることとした

○制服・ジャージ・上靴等の指定用品の選定に係る懸案事項

- ・指定する場合の検討例と考えられるメリット・デメリット
 - ①何を指定とするのか（制服・ジャージ・上靴以外に体操服など）
 - ・多くを指定用品とする場合
 - メリット・・・義務教育学校としての統一感があり、学校として一体感が生まれる
 - デメリット・・・汚損した場合に代用品が使えず再購入となる（経済的負担）
 - ②どの学年から指定とするのか
 - ・制服を7年生から指定とする場合
 - メリット・・・8年生からとする場合より費用対効果が良い
 - デメリット・・・4－3－2の学年の区切りが感じられない
 - ・ジャージを1年生から指定とする場合
 - メリット・・・義務教育学校の児童としての一体感が生まれる
 - デメリット・・・成長に応じて何度も購入しなければならない（経済的負担）
 - ③何年度から新制服を指定とするか
 - ・令和8年度開校時から新制服とする場合
 - メリット・・・砂川中学校の閉校の際に生徒全員が同じ制服を着用している
 - デメリット・・・令和7年度の1・2年生は再度新しい制服の購入が必要（経済的負担）
 - ・令和6年度中学校1年生から新制服とする場合
 - メリット・・・令和8年度の義務教育学校開校の際に新たな経済的負担がない
 - デメリット・・・砂川中学校の閉校の際に生徒の制服が揃っていない
 - ④デザインについて
 - ・新デザインとする場合
 - メリット・・・新たな学校として生徒が誇りを感じることができる
 - デメリット・・・現デザインの制服よりも費用が高額となる可能性あり（経済的負担）
 - ・現行のデザインとする場合
 - メリット・・・兄弟姉妹や知人から譲り受けることができ、経済的負担が抑えられる
 - デメリット・・・新たな学校となった感覚が薄れる
 - ⑤デザインの決定方法
 - ・デザイン案について児童生徒や保護者にアンケートを実施する場合
 - メリット・・・児童生徒、保護者が希望するデザインが採用される
 - デメリット・・・結果が僅差だった場合、その他の多数意見が切り捨てられてしまう

○制服・ジャージ・上靴等の指定用品の選定について

・選定、検討方法

- 例・・・保護者や児童生徒へのアンケートの実施
- 統合準備委員会での協議
- 新たに制服部会を設置して協議
- 学校関係者による協議
- 教育委員会から提案 など

砂川市立学校設置条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 市は、小学校及中学校を設置する。

（小学校の名称及び位置）

第 2 条 小学校の名称及び位置は別表第 1 のとおりとする。

（中学校の名称及び位置）

第 3 条 中学校の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

（補則）

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項については教育委員会が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

小学校の名称	位置
砂川小学校	砂川市西 3 条南 8 丁目 1 番 1 号
豊沼小学校	砂川市東 5 条南 17 丁目 227 番地
中央小学校	砂川市晴見 1 条北 7 丁目 69 番地 9
空知太小学校	砂川市空知太西 5 条 6 丁目 3 番 1 号
北光小学校	砂川市北光 222 番地 1

別表第 2（第 3 条関係）

中学校の名称	位置
砂川中学校	砂川市吉野 2 条南 5 丁目 1 番 1 号
石山中学校	砂川市空知太東 3 条 1 丁目 5 番 1 号